

PCSA アクションレポート(依存問題対策プロジェクトチーム)

平成 29 年 12 月版

第 10 回依存問題対策プロジェクトチーム

開催日時 平成 29 年 12 月 16 日（土） 午前 9 時 30～正午 12 時

開催場所 PCSA 会議室

出席人数 メンバー6 名、正会員オブザーバー2 名、合計 8 名

出席者 <リーダー>

辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長

<サブリーダー>

荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 監査役

<メンバー>

望月 孝浩 株式会社ダイナム 法務・リスク管理部 リスク管理担当

倉沢 隆志 株式会社ニラク 法務部 法務担当

福島 一実 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 オペレーション改革グループ

武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 組織戦略部 課長

<正会員オブザーバー>

玄 昌起 株式会社ダイナム 営業統括部 業務担当 部長

佐久間 仁 株式会社ニラク 法務部 グループマネージャー

1) 21 世紀会プレスリリースについて

平成 29 年 11 月 22 日開催のパチンコ・パチスロ産業 21 世紀会での決議内容が 12 月 6 日付けでプレスリリースされた。その下記の内容を確認した。

- 1 認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク（以下、RSN）の電話対応及び相談時間の 16 時から 22 時までの延長（11 月 1 日よりすでに実施）、対面による依存問題無料相談会の実施等に関して RSN と 21 世紀会で業務委託基本契約を締結する。

なお、費用の負担については、RSN と 21 世紀会で覚書を締結し、会員各団体の負担割合に応じた金額を拠出する。

- 2 「依存問題対策にかかる経費負担」について、ホール 5 団体（全日遊連、日遊協、同友会、余暇進、PCSA）で 50%、全機連 9 団体（日工組、日電協、全商協、回胴遊商、自工会、補給組合、メダル工業会、認証協、PSA）で 50%を基本に、会員各団体の負担割合に応じて、「RSN との業務委託にかかる経費」「全商協 RSN 支援室の経費」「RSN への社員出向にかかる経費」を負担する。

2) PCSA 安心パチンコ・パチスロアドバイザー・自己申告プログラム-アンケートまとめについて

11 月 30 日時点での安心パチンコ・パチスロアドバイザー（以降、アドバイザーと略す）受講状況と自己申告プログラム導入店舗について PCSA 会員企業を対象にアンケートを実施した。その結果、全日遊連組合加盟

店舗のアドバイザー在籍率は平均 99.2%、非在籍店舗のある県は 1 県、3 店舗のみとなった。一方、全日遊連組合「非」加盟店舗のアドバイザー在籍率は平均 86.2%、非在籍店舗のある県は 12 県、60 店舗にも及んだ。主に近畿、中国など西日本の非在籍店舗が目立った。また、全日遊連主催の講習会以外に、日遊協を主体としたホール 4 団体による講習会開催が東京大阪、その他充足していない地域で計画されている。また、アドバイザーの異動によって、非在籍の店舗が発生してしまう事もあり、ホールとしては、出来れば 1 店舗 3 名体制にしたいという意見もでた。また、認証機関としての第三者機関の進捗を尋ねる声もあった。自己申告・家族申告プログラムについては、業界の思惑より家族申告プログラムに重点が置かれていくのではないかという懸念が出された。

2) 18 歳未満遊技禁止シール貼付のお願いについて

全日遊連より依存対策の一環として、従前より進めてきた「18 歳未満遊技禁止」の広報を更に強力に推し進める為、下記の内容とそのツールが通知された。

- ①店舗入口に、18 歳未満の年少者立入禁止の旨を表示することと合わせ、警察庁が平成 18 年に作成した 18 歳未満立入禁止の注意喚起表示を活用する。
 - ②遊技フロアや賞品交換カウンター付近等に 18 歳未満立入禁止および遊技禁止のポスターを貼付する。
 - ③CR ユニットやメダル貸機、券売機等の現金投入口付近に「遊技料金の返金、賞品交換不可」を表示したシールを貼付する。
 - ④以上の対応をしたうえで、年齢確認シートを賞品カウンターに備え置き、活用する。
- ①と④は必須事項と考え、④は全日遊連組合加盟店舗では全日遊連バージョン、非組合加盟店舗では 21 世紀会バージョンを使用するという話が出た。また、今回討議的となっているのが、②③に記載されている「18 歳未満が遊技した際の遊技料金は返金しない」という対応について。逆に弊協会 法律問題研究部会では、「返金する」ことによって遊技契約自体が結ばれていなかったという状況の「巻き戻し」を意図している。これは、風営法上だけでなく、一般的な商法などを熟考した結果。また、返金しなればその根拠を示すべきであり、裁判までいけば負ける可能性が高いとの意見も出た。この件に関しては、法律問題研究部会を通じて全日遊連や有識者などの見解を求めたいとの意見が出された。

3) ギャンブル等依存症対策基本法案について

掲題の法案には与党案と維新案があるが、構成としてはほぼ似通っているという見解が出された。特徴として、「定期的な調査の実施」「3 年ごとに計画を検討、変更」「広告、入場制限などの規制」厚労省が実施している「調査研究の推進」等がある。今後は、与党案と維新案がすりあわせが検討されるのではと予想された。また、依存「症」とあるように、方案内では依存の「病気」として扱われていることが懸念された。

4) 記事「ギャンブル依存問題の実態」アミューズメントジャパンについて

諏訪東京理科大学の篠原菊紀教授によれば、パチンコの「依存の疑い」は自己回復率が高く、過去に問題を抱えていたが現在は問題を抱えていない人の割合は約 8 割、つまり「自己回復率がおよそ 8 割」ということだった。また、パチンコにはまるのは元々問題を抱えている人が多く、仮にパチンコに依存しなくとも他の何かに依存するとの記事内の発言を取り上げ、パチンコを出来なくすることが問題解決につながらないという意見もでた。こういった見解や事実を業界側からもっと発信すべきだと意見の一致をみた。

5) 記事 依存対策に関する「管理者の業務」に解釈基準 Web グリーンベルトについて

記事によれば、警察庁は、平成 30 年 2月1日に施行される風営法施行規則等の改正に伴い、「管理者の

業務」に追加された依存対策に関する規定について解釈基準を示し 11月17日に各県警本部等に通知した。その主な内容としては、「客がする遊技が過度にわたることがないようにするため」のポスター等の営業所内での掲示、営業所の広告への掲載等による依存防止に関する相談窓口等の情報提供や、客自身又はその家族からの遊技使用上限金額等の申告に基づき過度な遊技を予防する仕組みの活用、過度な遊技を行わないよう客に対する注意喚起の実施、依存防止対策についての従業者への教育等が考えられる。

これをうけて、チームでは「従業者への教育」は全従業者が対象なのか、安心パチンコ・パチスロアドバイザーが対象なのかといった疑問や、選択可能とされてきた「家族申告プログラム」が必須項目になるのではないか、などの疑問の声が上がった。弊協会としては基本的に個社対応としているが、各都道府県警や所轄による温度差が懸念された。

5) 次回開催

平成 29 年 1 月 27 日（土）
午前 9 時 30 分～正午 12 時
PCSA 会議室

以上